

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	NK S J ホールディングス株式会社
【英訳名】	NKSJ Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兵頭 誠 代表取締役社長 佐藤 正敏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03(3349)3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務部課長 来見田 博久
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03(3349)3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務部課長 来見田 博久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1【提出理由】

平成23年6月27日開催の当社第1回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定により、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額33,208,514,360円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月28日

第2号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、4株を1株の割合で併合する。

株式の併合がその効力を生ずる日は、平成23年10月1日とする。

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案の承認可決を条件として、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を50億株から12億株に減少するとともに、現行定款第8条に定める単元株式数を1,000株から100株に変更する。

なお、本定款の変更については、平成23年10月1日に効力を生ずることとする。

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役として、兵頭 誠、佐藤正敏、弦間 明、朝香聖一、藤田純孝、川端和治、松田 章、二宮雅也、山口雄一、ジョージ・オルコット、櫻田謙悟および辻 伸治の12氏を選任する。

第5号議案 取締役の報酬等の額決定の件

取締役の報酬等の額を年額4億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）とする。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

第6号議案 監査役の報酬等の額決定の件

監査役の報酬等の額を年額1億1,000万円以内とする。

第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定に関する件

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等のうち株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	1,397,496	6,575	67	99.08	可決
第2号議案	1,402,193	1,548	396	99.41	可決
第3号議案	1,402,799	1,247	92	99.45	可決
第4号議案					
兵頭 誠	1,204,289	199,786	47	85.38	可決
佐藤 正敏	1,368,727	35,354	47	97.04	可決
弦間 明	1,400,550	3,541	47	99.29	可決
朝香 聖一	1,400,851	3,240	47	99.31	可決
藤田 純孝	1,400,652	3,439	47	99.30	可決
川端 和治	1,400,917	3,174	47	99.32	可決
松田 章	1,401,496	2,595	47	99.36	可決
二宮 雅也	1,368,317	35,764	47	97.01	可決
山口 雄一	1,369,554	34,526	47	97.10	可決
ジョージ・オルコット	1,400,907	3,184	47	99.32	可決
櫻田 謙悟	1,369,589	34,491	47	97.10	可決
辻 伸治	1,368,336	35,745	47	97.01	可決
第5号議案	1,401,352	2,756	30	99.35	可決
第6号議案	1,401,247	2,564	327	99.34	可決
第7号議案	1,391,107	13,000	26	98.62	可決

注. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ①第1号議案、第5号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ②第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席およびその議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ③第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席およびその議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会において行使された議決権のうち、前営業日までの事前行使分および当日出席の株主による行使分の中で各議案に対する賛否が確認できたものを合計したことにより、いずれの議案についても可決要件が満たされ、会社法上適法に各決議が成立したため、当日出席の株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上